下請かけこみ寺 移動相談会

「下請かけこみ寺」では、取引紛争等に関するご相談を無料で承っておりますが、この度、下記概要で 「下請かけこみ寺移動相談会」を開催いたします。

下請代金の支払遅延、減額、買いたたきなど不当な取引、要求等でお困りではありませんか。移動相談会では、弁護士と下請かけこみ寺の相談員による面談式のご相談をお受けします。相談をご希望の方は、確実な相談時間確保のため事前予約をお願いいたします。

記

日 時 平成 30 年 1 月 17 日 (水) 10:00-16:30

場 所 岡山県総合展示場コンベックス岡山 2階小会議室③

住所:岡山市北区大内田 675 番地

TEL: 086-292-6111 (代表) URL: http://www.convex-okayama.co.jp/

対 象 者 岡山県内に所在する中小企業者で、取引に関する紛争相談をご希望の方

参加費 無料

備 考 弁護士・相談員への相談は時間指定による面談(1時間を目安) となりますので、事前に電話でお申し込み下さい

※ご連絡を頂いた方の個人情報は厳正に取り扱います。

※取引あっせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談はお受けできません

相談内容 業種を問わず取引の紛争相談について、下記のような相談例について対応いたします。

【相談例】

- ・発注元から突然取引を停止されてしまいました。
- ・代金を支払ってもらえないので困っています。
- ・棚卸作業を手伝うよう要請されました。
- ・部品が必要なくなったと言われ、返品されました。
- ・原材料の高騰による、単価引き上げに応じてもらえません。

下請代金の支払遅延

親事業者が発注した物品等 の受取日から、60日以内で 定められた支払期日までに 親事業者が下請事業者に代 金を支払わないことです。

下請代金の減額

下請事業者に責任がないに も関わらず、発注時に決め た請負代金を発注後に減額 すること。協賛金、値引き等 の名目に関わらず、あらゆ る減額行為が禁止されてい ます。

下請代金の買いたたき

下請代金を決める際、通 常支払われる対価に比べ て著しく低い価格を親事 業者が一方的に決めるこ とです。

「下請かけこみ寺」では、専門相談員による相談(平日 9:00-17:00)をお受けしております。 フリーダイヤル 0120-418-618(財団 取引支援課に繋がります)までお電話ください。

【ご相談申込先】 下請かけこみ寺 岡山

(公財) 岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 取引支援課内(相談員 小野)

TEL: (フリーダ・イヤル) 0120-418-618/(有料) 086-286-9670/ E-mail:torihiki@optic.or.jp